

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	新見市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
移住・定住推進課	○	○	○	○			随時	オーダーメイドによる	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部 移住・定住推進課	高西 優男	0867-72-6114

2 移住専門相談員の有無

有・無

名称	氏名	連絡先
新見市移住交流支援センター	松田 礼平	0867-88-8331
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住に関する総合的な相談 ・6次産業化などソーシャルビジネス支援 ・地域交流に関すること 	

3 お試し住宅の有無

有・無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
 ○移住アドバイザーが、移住希望者のニーズに沿ったプランをオーダーメイドで作成し、案内する。
 ○ツアー中の宿泊については、下記のお試し暮らし支援事業補助金の活用も可能。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし支援事業補助金	○目的 移住を検討している人にとって、移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。 ○対象者 本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員	指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援 ・利用者は、1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助 ・同一申請者における年度内の利用上限:30泊
	創業・事業承継支援事業補助金	○目的 新見市創業支援事業計画に従い、創業を目指す起業家に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することにより、IJUターンによる定住促進など、様々なビジネスプランを支援することで、新たな産業創出や雇用の確保を目指す。 ○対象者 市内に居住する60歳未満の個人で、市内に住所を移し、1年以内の者(移住創業支援対象) ※その他、「市内創業支援」や「事業承継支援」もあり。	・創業:新たにお店を開店させる場合や、新たに事業所を立ち上げる場合に必要となる経費(店舗等借入費、設備費、広報費、委託費等)の一部を補助 ・事業承継:上記経費のほか処分費、原状回復費、修繕費(借用物に限る) ○補助率:2/3以内 ○補助限度額:100万円
就職	IJUターン就職奨励金	○目的 新見市に転入し、市内事業所に就職する者に対し奨励金を交付することにより、市内事業所への就労及び定着並びに市内への定住促進を図る。 ○対象者 以下の要件を全て満たす者 ・転入前に市外に1年以上居住していた者 ・市内の事業所に正社員として新たに雇用された者 ・雇用開始日から5年以上は新見市から転出しない意思を示した者	交付対象者1世帯あたり20万円を交付 ※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、2人目以降1人につき10万円を加算(上限50万円)
就農	就農サポート事業補助金	○目的 新規就農者の確保・育成及び就農環境を整備する。 ○対象者 農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者 ○内容 ①借家賃借料の助成 ②借家リフォーム費の助成 ③農地借地料及び土づくり資材費の助成	①借家賃借料の1/2以内で補助金額の上限を1万円/月とし、2年間を限度とする。 ②借家リフォーム費の55/100以内で補助対象経費の上限を90万円とする。1回限り。 ③農地借地料及び土づくり資材費の55/100以内で補助対象経費の上限を10万円/10aとする。1回限り。
	新規就農者住宅確保事業補助金	○目的 新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。 ○対象者 農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者 ・就業計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修終了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がある者 ○内容 ①住宅購入費の助成	①150万円とし、1回限りとする。

住宅	空き家情報バンク登録制度による情報提供	<p>○目的 市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。 ※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表 ※利用に際して、事前登録等は必要なし</p>	
	空き家活用推進事業補助金	<p>○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。 ○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人 など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。 ○条件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと ○内容 【購入補助】 次の全ての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件全てを満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p>	<p>【購入補助】 補助対象経費×3/10 または ※4/10 上限200万円 【改修補助】 補助対象経費×4/10 または ※5/10 上限300万円 【家財整理補助】 補助対象経費×1/2 上限20万円 ※補助率の上乗せがあるのは、以下のいずれかの場合 ①空き家使用者が中学校卒業までの子を養育している世帯 ②空き家の使用者またはその配偶者が40歳以下の世帯</p>
	新見産材のめぐりを活かした家づくり支援事業	<p>○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。 ○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築又は増改築する市民 ○要件 以下の要件をみたとすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。 ③新築の場合、主要構造材のうち新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。</p>	<p>新築 1戸あたり50万円 増築 1m3あたり2万5千円(上限30万円)</p>
子育て	子育て支援金(出生祝金)	<p>出産時に、市内に住所のある保護者が1年以上 市民である場合に出生祝金を子ども1人につき10万円を支給する。</p>	
	子育て支援医療費	<p>18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額を補助します。(ただし、社会保険被保険者本人は除く。) ①県内の医療機関 「健康保険証」と「子育て支援 医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。 ②県外の医療機関 医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。領収書、通帳など振込口座が確認できるものが必要</p>	
	保育料の減免制度	<p>保護者が子どもを2人以上有している場合、2人目の保育料は、基準額の1/2(半額)、3人目以降の保育料は無料とする。 ※市内の保育所、認定こども園などの利用により適用 ※その他、条件により、他の減免制度などもあり</p>	
	副食費と教材費の無料化	<p>3歳児から5歳児の副食費や教材費について、本市独自で無料とする。 【R1. 10月から開始】</p>	
	子育て支援医療費の助成制度	<p>満18歳になってから最初の3月31日までの子どもの医療費(保険診療分)を、無料とする。【R2. 4から拡充】</p>	
その他	給食のアレルギー対応	<p>原則入学前申請、対象者の状況によりアレルゲンの除去又は代替食の提供を行う。</p>	
	新見市結婚新生活支援事業	<p>○目的 結婚に伴うスタートアップに係るコストを支援することで新婚世帯の負担を軽減し、本市内での安心した新生活を応援する。 ○対象 令和5年4月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用の一部を補助する。</p>	<p>・夫婦ともに29歳以下…60万円 ・上記以外の39歳以下…30万円</p>
	移住支援金の支給	<p>東京23区から笠岡市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方</p>	<p>一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。</p>